

「証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」 の公表について

証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐 川上 浩司

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、本年8月2日に以下2件の公表を行いました。

「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」

「証券モニタリング概要・事例集」

これらについては、例年公表を行っているところですが、本稿においては、これらの構成及び概要等についてご紹介します。なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りします。

証券モニタリング基本方針

令和4事務年度（令和4年7月から同5年6月までの間を指します。）証券モニタリング基本方針は、昨事務年度と同様、以下の構成となっています。

1. 金融商品取引業者等を取り巻く環境等
2. 業態横断的な検証事項
3. 規模・業態別の主な検証事項
4. 証券モニタリングの進め方
5. 検査結果の情報発信・その他の取組

本構成は、まず昨事務年度等を振り返り、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を把握・整理し（1.）、これらを踏まえ、今事務年度の重点的検証事項（2. 及び3.）を掲げる、といった構成となっています。「今事務年度、証券監視委はどういった角度で検査を行おうとしているのか」といった部分が、前半で明確に伝わる構成としています。

後半においては、従来から継続されている証券モニタリングの基本的な進め方（4.）や情報発信等（5.）について、その方針を掲載しています。

それでは、全体の概要についてご紹介します。

《1. 金商業者等を取り巻く環境等》

本項目では、以下（1）～（3）のとおり、さまざまな角度から、昨事務年度等における金商業者等を取り巻く環境等の把握・整理を行っています。

(1) 金商業者等を取り巻く環境

- 顧客本位の業務運営の要請
 - 金融商品の組成・販売・管理等の各段階における金商業者等が顧客の最善の利益のために行動するための顧客本位の業務運営の確保を進めていくことが引き続き重要。
- デジタライゼーションの進展等
 - 市場環境や顧客ニーズの変化に則したデジタル化の推進、既存ビジネスの見直し等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた動き。
- サイバー攻撃事案のリスクの高まり
 - 国内外でのサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が必要。
- マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）関連
 - FATF（金融活動作業部会）第4次対日相互審査の結果及び第5次対日相互審査を見据え、引き続き、AML/CFT に対する取組が重要。

(2) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

①銀証ファイアーウォール規制の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）の一部改正により、上場企業等の顧客情報を金融グループ内の銀行と証券会社間において共有する場合の顧客の事前同意や個別通知が原則不要とされました。

これを踏まえ、金商業者等に対しては、上記改正に伴う内部管理の高度化が求められます。

②投資信託の販売及び乗換え勧誘に係る説明の見直し

自主規制機関が公表した「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」の報告書における要望も踏まえ、監督指針の一部改正により、投資信託の販売及び乗換え勧誘上の留意点等について、真に顧客の投資目的や理解度に応じた説明が行われるよう、プリンシプルベースでの見直しが行われました。

これを踏まえ、金商業者等に対しては、顧客の状況に応じた適切な説明が求められます。

③金商業者等の買収又は休業等に係る監督上の対応の強化

金商業者等が、買収等により株主構成に重要な変更等が生じた場合や、長期にわたり業務を休止した場合等に、当該事業の実態を踏まえた業務の適切性を把握するために、監督指針の一部改正により、監督上の着眼点の明確化が図られました。

これを踏まえ、金商業者等については、買収等に伴う役員等の構成又は経営方針等の変更が生じた場合においても、事業内容に応じた適切な業務執行体制の整備等が求められます。

(3) 昨事務年度の証券モニタリング等を通じて判明した事項

昨事務年度の検査・監督等を通じて判明した事項として、金商業者等を取り巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理態勢の変更といった動きがみられておりますが、本文では、上記判明事項に加えて、各業態について判明した事項を記載しています。本稿では第一種金商業者について紹介します。

【第一種金商業者に対する証券モニタリング等を通じて判明した事項】

- ✓ 顧客本位の業務運営の取組状況について、定着の進展が認められる業者もあれば、依然として不適切な投資勧誘等を行っている業者も認められた。また、仕組債の販売において、真に顧客ニーズを反映したとは認められない販売状況が見られ、その中には、金融商品仲介業者や他の金融機関への業務委託を通じて販売されている事例も認められた。
- ✓ インターネット取引口座数の多い一部の証券会社においては、自主規制機関が策定した「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の各項目への準拠状況に一定の進捗が見られるものの、中には不正出金リスクの低減効果が十分ではない状況が見られた。
- ※ 上記の他、大手証券会社が、相場操縦の一種である違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った嫌疑で告発されるなど、法令遵守態勢やガバナンスに課題が認められた。

《 2. 業態横断的な検証事項 》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項を掲げています。また、これらの検証事項のほか、環境の変化等に応じて機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいくこととしています。

【今事務年度における業態横断的な検証事項】

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況
 - ② デジタライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
 - ③ サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理（外部委託先の管理を含む）の対応状況
 - ④ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
 - ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況
- ※ 本文においては、①及び②について、具体的にどういった視点で検証していくかも例示していますので、参照いただければ幸いです。

《 3. 規模・業態別の主な検証事項 》

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等、投資者保護上懸念がある先等に対しての重点的検証事項を記載しています。本稿では、今事務年度における第一種金商業者関係及び登録金融機関に係る主な検証事項を紹介します。

第一種金商業者関係及び登録金融機関に対する主な検証事項	
大手証券会社グループ	◇ 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 ◇ 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況 ◇ 営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し検査を実施 ◇ 銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等 【3メガバンク証券会社】
外国証券会社	◇ バックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢やシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 我が国金融機関等向けに販売する金融商品の販売管理態勢の整備状況
ネット系証券会社	◇ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況
準大手証券 地域証券会社等	◇ 適合性原則への対応も含めた投資者保護の観点からの不適切な勧誘行為の有無等 ◇ 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢の整備状況
FX 業者	◇ サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 ◇ 広告規制、販売・勧誘規制に対する適正な内部管理態勢の整備状況 ◇ リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況
金融商品仲介業者	◇ 投資勧誘等の適正性、所属金商業者による管理態勢の十分性
登録金融機関	◇ 業態特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング

《 4. 証券モニタリングの進め方 》

金商法施行後、証券モニタリングの対象業者数は、延べ8,000 者にも及び、その規模・業務内容は多岐にわたっているほか、依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が充分でない業者も存在しています。

このため、効率的・効果的な証券モニタリングを行うべく、今後も、金融庁関連部局等と連携し、リスクベースで検査対象先を選定する取り組みを継続していくとともに、以下のような詳細な実態把握が必要な場合を中心に検査を実施していくこととしております。

- 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の把握が必要な状況
- モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

検査におきましては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めていくこととしております。

また本文では、検査手法として、以下の項目について記載しています。

- デジタルフォレンジックを用いた深度ある検証を実施
- 単に問題点の指摘にとどまらず、実効性ある再発防止策の策定につながるよう、問題の全体像を把握し発生原因の究明を行っていく
- 問題点が顕在化していなくても業務運営態勢等の改善が必要な場合には、「留意すべき事項」として証券監視委と検査対象先とで問題意識を共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していく

《 5. 検査結果の情報発信・その他の取組 》

検査を通じて把握した問題点等については、金商業者等の監査関係者及び社外取締役に対しても検査結果を共有することにより、改善に向けた自主的な取り組みを促すこととしています。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも伝わるよう、次に紹介する「証券モニタリング概要・事例集」等により、情報発信に努めていくこととしています。

証券モニタリング概要・事例集

今事務年度の「証券モニタリング概要・事例集」は、昨事務年度と同様、以下の構成となっています（以下の年度は事務年度を指します。）。

- I. 証券モニタリングの基本的な考え方
- II. 令和3年度証券モニタリングの概要
 - 1 令和3年度証券モニタリング基本方針の概要
 - 2 検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況
 - 証券監視委コラム「適合性原則の明確化」
 - 3 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等
- III. 検査指摘事例

本構成は、まず、(I.)で証券モニタリングの基本的な考え方や進め方を示し、次に、(II.)において、昨事務年度はどのような方針で検査を進めていき(II. 1)、その結果、どのような問題点等が認められたのか(II. 2 & 3)といった流れが把握できる構成とし、最後に、(III.)において過去の検査指摘事例を掲載しています。

具体的には、(I.)において、令和2年6月に策定・公表を行いました「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」の概要として、主に以下の項目を記載しています。

- 監督部局等と連携し、リスクベースに基づく証券モニタリングを実施
- 法令違反行為等の検証のみにとどまらず、問題の全体像の把握や根本原因の究明にも取り組む
- 証券モニタリングの方針や重点事項は、事務年度ごとに「証券モニタリング基本方針」を定め、当該基本方針に則り、証券モニタリングを進めていく

次に(II.)において、「令和3年度証券モニタリング基本方針」の概要を記載し(II. 1)、当該基本方針等に基づき検査を行った結果として、検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況(II. 2)及び無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等(II. 3)を記載しています。

そして最後に、過去(平成29事務年度～令和2事務年度)の検査指摘事例(裁判所への禁止命令等の申立て事例を含む)を掲載しています。

本稿では、令和3事務年度の検査の結果に基づく勧告・指摘等の概要について紹介します。詳細につきましては、本文を参照いただければ幸いです。

【令和3事務年度証券モニタリングの概要】

検査の結果に基づく勧告・指摘等の状況

- 令和3事務年度は、着手ベースで44者に対して検査を実施
- 前事務年度からの継続分も含めて、44者について検査終了
 - 勧告：5者
 - ① 無登録投資運用業・投資者保護上問題のある業務運営【第一種金商業者】
 - ② 善管注意義務違反・忠実義務違反【投資運用業者】
 - ③ 忠実義務違反【投資運用業者】
 - ④ 無登録一種業・名義貸し【投資助言・代理業者】
 - ⑤ 名義貸し【適格機関投資家等特例業務届出者】
 - 通知：7者 ※ 証券会社も含めた主な指摘事例の概要等を掲載

そのほか、証券監視委コラム「適合性原則の明確化」として、以下の内容も記載しております。

- 平成29年3月、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表・策定。
- 令和2年8月、金融審議会市場ワーキンググループ報告書において、「顧客本位の業務運営に関する原則」の更なる進展を目指すべきとの提言。
- 令和3年1月、監督指針を改正し、「誠実公正義務」や「適合性原則」の内容をより明確化。
- 監督指針改正経緯や検査で把握された問題点等を踏まえ、金商業者等に対し、不適當・不誠実な投資勧誘を防止するための実効性のある内部管理態勢構築の必要性について紹介。
- 顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的など、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保するための態勢整備の状況等について、モニタリングしていく。

以上「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」及び「証券モニタリング概要・事例集」についてご紹介しましたが、これらについて、金商業者等の皆様に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、内部管理態勢等の充実・強化のための自主的な取組み等の一助になりましたら幸いです。

【以 上】